第２表

原価等の分類及び算定方法（事業報酬）

項　　目	算　　定　　方　　法
レートベース	様式第１第２表の設備投資計画等により、以下のＡからＣまでに掲げる方法に準じて算定した額の合計額とする。 Ａ．固定資産投資額 原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額の平均とする。この場合の予想帳簿価額とは、原価算定期首に存する固定資産の帳簿価額に原価算定期間中に増加する固定資産の帳簿原価を加算して得た額から、それぞれについて別表第１第１表に定める方法により算定した減価償却費の額及び固定資産除却損の額を控除した額をいう。 ただし、圧縮記帳に代えて設定した積立金に相当する資産、資産除去債務相当資産並びに休止設備及びガス需要計画に比して過大な余裕設備については、原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額から除くものとする。 Ｂ．運転資本 以下のａ及びｂの額の合計額とする。 ａ．営業費等 原価算定期間中の営業費等から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損、退職給付引当金等引当金純増額、繰延資産償却費、事業税等を除いた額の1.5月分 ｂ．貯蔵品 原価算定直前２年間の各月残額の平均額×原価算定期間中の月末平均メーター取付数÷原価算定直前２年間の月末平均メーター取付数 Ｃ．繰延資産残高 原価算定期首の繰延資産帳簿価額及び期末の繰延資産予想帳簿価額の平均とする。
事業報酬率	次により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を資本構成比率により加重平均した率とする。 Ａ．自己資本報酬率 当期純利益と自己資本を基に算定する。 Ｂ．他人資本報酬率 原価算定期間の直近年度の平均有利子負債利子率を基に算定した率とする。 Ｃ．資本構成比率 自己資本比率の実態水準を勘案して算定した率とする。 ただし、一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業（ガス事業法第55条第１項に規定する特定ガス導管事業を除く。）にあっては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令（平成28年経済産業省令第78号）に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第２条第２項に規定するみなし小売電気事業者及び同法の施行の際現に同法第１条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第３条第１項の許可を受けている一般電気事業者から当該一般電気事業の一部を分割により承継した法人が行う特定ガス導管事業にあっては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）に基づき算定された直近の料金改定時の率としなければならない。

㈱　次のいずれにも該当する特定導管を自ら維持し、及び運用する事業者は、当該特定導管又はその一部以外の導管についてこの表に掲げるレートベース、事業報酬率を用いて算定した事業報酬額に、当該特定導管又はその一部に係るレートベースに５年を超えない範囲内において当該事業者が任意に定める一定の期間で算定した導管投資に係る投下資本利益率の範囲内において適切に設定した率を乗じて得た額を加えることができる。

⑴　一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管

⑵　ガス供給設備（15トン／ｈ以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接若しくは間接に連結する導管

第３表

原価等の分類及び算定方法（控除項目）

項　　目	算　　定　　方　　法
営業雑益（ガスメーター賃貸料等）	実状に応じた適正な見積額とする。
雑収入（賃貸料等）	それぞれ実状に応じた適正な見積額とする。賃貸料は、事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものに限るものとする。
事業者間精算収益	当該特定ガス導管事業者が設定する事業者間精算料金表（※）に実績値及び供給計画等を基に算定した当該特定ガス導管事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額とする。

（※）特定ガス導管事業者は、事業者間精算料金表を、原価等を基に、ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。また、特定ガス導管事業者は、事業者間精算料金表を設定したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

⑴　事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法に関する説明

⑵　想定連結託送供給ガス量

別表第２（第９条関係）

原価等の機能別原価への配分方法

⑴　内容に応じて機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課することを原則としつつ、それ以外のものについては、当該配分基準により、各機能別原価に配分（帰属）するものとする。

⑵　供給販売部門全般に係る管理費用的なもの及び客観的かつ合理的な基準を設定できない費用については、機能別原価金額比により、各機能別原価に配分（配賦）するものとする。

別表第３（第９条関係）

原価等の機能別原価への配分基準表

項　　目	直　　課	帰属（括弧内は例示）	配　　賦
労務費		人員比	
修繕費	内容に応じて直課	人員比（器具備品等の少額資産等） 固定資産金額比	